

■基本水量について

1. 基本水量制とは

一定の水量の範囲内での使用に対して、従量料金を賦課せず、定額の基本料金のみでの負担とする料金設定の方法。

2. 基本水量制の目的

- 1) 一定量の水使用を促すことによる公衆衛生の向上
- 2) 生活用水に係る料金を低廉に抑えるという政策的配慮
- 3) 料金収入の安定確保

3. 基本水量制の問題点

- 1) 節水しても基本水量内では料金は定額であり、不公平感がある。
- 2) 生活形態の多様化により、使用水量が基本水量よりも少ない水道使用者が増えている。

4. 基本水量制に関連する最近の状況

1) 基本水量内（10 m³以下、2カ月の検針で20 m³以下）の件数の割合は、単身世帯の増加などの要因により、年々増加しており、令和3年度には概ね4割程度となっている。

(参考) 水道使用水量内訳（1か月分）※R3-2期実績

	賦課件数	10 m ³ 以内		20 m ³ 以内		50 m ³ 以内		51 m ³ 以上	
		割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数
上水	12,737件	38.4%	4,890件	69.4%	8,833件	97.4%	12,405件	2.6%	332件
中央簡水	1,038件	35.7%	370件	65.2%	677件	96.8%	1,005件	3.2%	33件
種花滝簡水	80件	48.8%	39件	76.3%	61件	97.5%	78件	2.5%	2件
川町簡水	82件	51.2%	42件	79.3%	65件	100.0%	82件	0.0%	0件
高原簡水	31件	71.0%	22件	96.8%	30件	100.0%	31件	0.0%	0件
美星簡水	1,439件	50.0%	720件	79.6%	1,145件	98.4%	1,416件	1.6%	23件
全体	15,407件	39.5%	6,083件	70.2%	10,811件	97.5%	15,017件	2.5%	390件

【10 m³以内の内訳】

上水

水量	件数	割合
0	916	7.2%
1	527	4.1%
2	349	2.7%
3	347	2.7%
4	324	2.5%
5	382	3.0%
6	390	3.1%
7	412	3.2%
8	405	3.2%
9	408	3.2%
10	430	3.4%
	4,890	38.4%

2) 県下15市の基本水量は以下のとおり

※口径によって基本水量が違う自治体についてはφ13mmの基本水量

	基本水量
岡山市	なし
倉敷市	10 m ³
津山市	なし
玉野市	10 m ³
笠岡市	4 m ³ 、8 m ³
井原市	10 m ³
総社市	10 m ³
高梁市	10 m ³
新見市	10 m ³
備前市	8 m ³
瀬戸内市	6 m ³
赤磐市	8 m ³
真庭市	8 m ³
美作市	6 m ³
浅口市	8 m ³

3) 本市における水の利用実態

令和2年度：1日平均給水量 1人当たり 258.9 ℓ、1戸当たり 606.6 ℓ



1か月（30日換算）にすると 1人当たり 7.8 m³、1戸当たり 18.2 m³